

## 東海脊椎脊髄病研究会会則

- 第 1 条 名 称  
この会は、東海脊椎脊髄病研究会（以下、本会）と称する。本会は、東海脊椎外科懇話会、東海脊椎外科研究会を経て、2007年4月から改称したものである。
- 第 2 条 目 的  
本会は、東海地区の脊椎・脊髄病に関心を抱く医療従事者の集まりであり、脊椎・脊髄病の研究に努め、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第 3 条 事 業  
本会は、前条の目的遂行のため、次の事業を行う。
- (1) 学術集会の開催
- 1) 学術集会は、原則として年2回開催する。
  - 2) 学術集会は、演題報告を中心として実施する。
  - 3) 学術集会では、日本整形外科学会等の教育研修講演を行う。
- (2) 雑誌の発行
- 1) 本会は、医学雑誌『東海脊椎外科』（以下、本誌）を毎年発行する。
  - 2) 本誌には、会員お知らせ、忙中有閑コラム、会告、会則、投稿規定、チェック表、幹事会報告、役員名簿、編集後記を掲載する。
  - 3) 本会は、日本脊椎脊髄病学会が発行する『Journal of Spine Research（以下、JSR）』に参加・出費することとし、年12冊中の1冊（第4号）が本会特集号として発行される。これに掲載する原稿は、原則として本会編集部が選考したものである。  
JSR第4号には、会員にかぎり論文を掲載することができる。
  - 4) JSR第4号には、その他、編集委員会で適当と認めた原稿を掲載することがある。
  - 5) JSR第4号の論文は、複数者の査読を受けた上で掲載する。
  - 6) JSR第4号は、本会会員には無料配布する。会員以外は、別に定める本会細々則にある金額を支払うものとする。
- 第 4 条 会 員  
本会の会員は、次の(1)または(2)と、(3)の条件を満たす医療従事者とする。
- (1) 東海地区、または、それに関連する地区の医師。
  - (2) 医師以外で入会を希望する者は、本会役員2名の推薦をもって会長の承認を受けたもの。
  - (3) 毎年、年会費を納入するもの。
- 第 5 条 会 費  
会費は、年5,000円とする。  
ただし、日整会教育研修講演等の受講料は別途に支払うものとする。
- 第 6 条 入会および退会
- (1) 入会は、医師では年会費納入をもって入会となる。
  - (2) 医師以外の者は、第4条(2)の承認を受けたうえで、年会費納入をもって入会となる。
  - (3) 退会は、退会希望者、または、3年間の会費滞納者とする。
  - (4) 会費滞納により会員資格を喪失した者の再入会は滞納分の会費を納めた上で新規入会手続きを取るものとする。
- 第 7 条 役 員
- (1) 本会は、役員として若干名の幹事と監事を置く。
  - (2) 幹事細則
    - 1) 幹事の中から互選により会長（代表幹事）を定める。会長の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として連続2期4年を超えないものとする。会長は、以下に定める各種の役員会を主催するものとする。
    - 2) 幹事・監事からなる幹事会を構成する。
    - 3) 幹事の中から互選により、若干名の常任幹事を定め、常任幹事会を構成する。
    - 4) 常任幹事は本誌の編集委員を勤めることとし、若干名の編集主幹を置く。
    - 5) 『Journal of Spine Research』編集委員会の本会編集委員を1名、定める。
    - 6) 新たな幹事を推薦するときには、幹事会の承認を受けるものとする。新たな幹事の就任資格条件としては、本会に寄与していることの実績がなければならない。

7) 3回連続して幹事会を欠席した幹事は、幹事の役職を失うものとする。

※やむをえない理由による場合は、その幹事の継続については幹事会で審議する。

8) 役員に定年制を定め、年度内に満65歳を迎えたものは、当該年度で役員を辞するものとする。

9) 幹事会で本会の事務局設置施設を定め、事務局長を指名する。

10) 常任幹事は新常任幹事の推薦と交代を希望することが出来る。

(3) 監事は、会の財務を監督し、会計を監査する。

#### 第8条 名誉会員・功労会員

(1) 本会に名誉会員を置く。

1) 常任幹事経験者で幹事として65歳を超えた場合には、その年度までの年会費の納付があれば常任幹事会で審議後に名誉会員か功労会員となる。

2) 名誉会員は、本会各種幹事会に出席できるものとする。但し議決権は持たない。

3) 名誉会員は、年会費と幹事会費を免除される。

(2) 本会に功労会員を置く。

1) 功労会員は、本会の幹事を長年務めて会の運営に貢献した者で、定年制により幹事、および監事の任期を満了した場合に、常任幹事会および幹事会で推薦、承認され決定する。

2) 功労会員は、年会費を免除される。

#### 第9条 顧問

(1) 本会に顧問を置く。

(2) 顧問は、本会運営に貢献する人とし、幹事会で推挙され決定する。

#### 第10条 運営

(1) 本会の運営は、常任幹事会で企画し、幹事会の承認を受け、その旨を会員に通知することによって成り立つものとする。

(2) 研究会運営細則

1) 研究会で発表する者は、原則として本会会員でなければならない。

2) 本会会員以外で研究会学術集会に参加を希望する者は、参加費として1回につき1,000円を納入しなければならない。また、日整会教育研修講演等の受講料は別途に支払うものとする。

(3) 会計

1) 事務局設置施設に所属する幹事は、本会の会計を兼務する。

2) 会期ごとに監事による監査を受け、会計報告を行う。

(4) その他

本会の運営にあたり、事務的処理など適宜対応すべき事項については、別に細々則を定めて実施するものとする。

第11条 本会の会期は、1月1日より12月31日までをもって1年とする。

第12条 この会則に定めるもの以外に必要な事項は、会員の総意を尊重して幹事会で定めるものとする。

〔施行〕 1) この会則は、1988年4月1日から施行する。

2) 一部改正しての施行：1989年4月1日付け、1991年4月1日付け、1995年2月1日付け、1996年2月1日付け、1999年6月1日付け、2000年3月1日付け、2002年3月1日付け、2005年3月1日付け。

3) 2007年4月1日付けで、名称変更を含んで大幅に改訂し、実施する。

4) 2008年1月30日付けで、一部改正し、施行する。

5) 2010年4月1日付けで、大幅に改正して施行する。

6) 2011年4月1日付け、2012年4月1日付けで、一部改正して施行する。

7) 2015年4月1日付けで、一部改正して施行する。

8) 2016年4月1日付けで、一部改正して施行する。

9) 2017年4月1日付けで、一部改正して施行する。

10) 2018年4月1日付けで、一部改正して施行する。

11) 2022年4月1日付けで、一部改正して施行する。

12) 2024年4月1日付けで、一部改正して施行する。

13) 2025年4月1日付けで、一部改正して施行する。